

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例

簡易課税制度は、その課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、**原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。

ただし、**免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に**適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した**消費税簡易課税制度選択届出書をその課税期間中に提出すれば**、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

注 意

課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。）。

（例）免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



《参考》簡易課税制度による消費税額の計算

簡易課税制度では、課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存が不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast} \quad (\text{売上税額}) \quad (\text{仕入税額})$$

※ 消費税額は税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$\text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} \quad (\text{売上税額}) \quad \times \quad \text{みなし仕入率}$$

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	他の事業区分以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

簡易課税制度のしくみや手続については「消費税のあらし」(国税庁ホームページ)等をご覧ください。